

年金

国保



平成16年度分 国民健康保険税の納税通知書を送付します

●平成16年度分の国保税納税通知書は、7月中旬までに世帯主あてで郵送します。
 ●納期は7月から翌年2月まで8回納期です。納付には便利な口座振替をおすすめします。口座振替申込書は納税通知書につづられています。

国保税の納期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日	1月31日	2月28日

国民健康保険税の計算方法

医療保険分	区分	計算方法	税率
医療保険分	①所得割額	前年の所得金額 - 基礎控除 (33万円)	8.30%
	②資産割額	本年度の固定資産税額 (土地・家屋分)	31.00%
	③均等割額	国保加入者1人につき	16,800円
	④平等割額	加入者人数に関係なく1世帯につき	18,000円
課税限度額			530,000円

介護保険分 (40歳以上65歳未満の国保加入者)	区分	計算方法	税率
介護保険分	①所得割額	前年の所得金額 - 基礎控除 (33万円)	0.85%
	②均等割額	40歳以上65歳未満の国保加入者1人につき	7,800円
課税限度額			70,000円

国民健康保険係②162

免除は、7月から翌年6月までをひとつの区切りとしており、免除が承認される場合、申請をした月の前月から6月までが承認されます。希望される方はお早めに保険年金課国民年金係の窓口で手続きをしてくださいます。また、申請は毎年必要です。
 免除になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年の所得を審査して決まります。免除となる所得の基準は、個人個人で異なり、本人・配偶者・世帯主全員の前年所得が、定められた基準以下でなければなりません。
 ☆計算式 35万 + 35万 × 扶養している人数 + 24万 (誰かを扶養している場合に加算)

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金の第1号被保険者(自営業者など)で、保険料を納めることが困難な方には、申請して保険料の全額または半額が免除される制度があります。

本人	68万円
対象は族 対した親 除養上扶 控者扶以の 人偶人	1人につき48万円
16歳未満族	1人につき63万円
上記に扶 記いど 上な	1人につき38万円

次に、以下の控除を受けているときには、その合計額を

全額免除の基準は「何人扶養しているか」です。
 例：4人世帯(夫婦、子2人)で、夫が妻と子を扶養にしている場合
 夫の基準 35万(本人分) + 35万 × 3 (妻と子2人分) + 24万 = 164万
 妻の基準 35万(妻自身は誰も扶養していないため本人のみ)
 夫の前年の所得が164万以下、妻の所得が35万以下ならば、全額免除が受けられます。
 ☆半額免除の基準は「何人扶養しているか」と「前年に受けた各種控除額の合計です。まず、扶養している人の内訳によって次の表のように計算されます。」

国民年金係②164

例：4人世帯(夫婦、子2人)で、夫が妻と子を扶養にしている場合(子どもは15歳と18歳とする)
 夫の基準 68万(本人分) + 63万(18歳の子) + 38万 × 2 (妻と15歳の子) + 各種控除
 妻の基準 68万(妻自身は誰も扶養していないため本人のみ) + 各種控除
 夫の前年の所得が207万円と各種控除の合計額以下、妻の所得が68万円と各種控除の合計額以下であれば、半額免除が受けられます。
 ※前年の所得のほかに、天災や失業、事業の廃止の場合にも審査の対象となります。その際は、公的機関で発行する証明書等を添えて、免除を申請してください。

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除額に相当する額、障害者(特別障害者)控除、寡婦(特別寡婦)・寡夫控除、勤労学生者控除、肉用牛の売却による事業所得にかかる控除

加算します。

年金受給者のみなさん 現況届は忘れずに！

老齢・遺族・障害など公的年金給付を受けている受給権者の方は、継続して年金を受ける権利があることを確認するために、毎年指定日（誕生日の末日。ただし、20歳前日初診日のある傷病による障害基礎年金や、旧福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金・遺族基礎年金の受給権者は7月末日となります）までに、現況届を社会保険庁に提出することになっていきます。

国保高齢受給者証をお持ちの方へ

（昭和7年10月1日以後生まれの方）

国保に加入している昭和7年10月1日以後に生まれた方の「国保高齢受給者証（白色）」は7月31日が有効期限です。

新しい国保高齢受給者証は7月下旬までに郵送します。現在お持ちの受給者証は期限後の8月1日以降に持参または郵送により返却をお願いします。

●医療機関では国保の保険証

る月の初旬に送付されますので、必要事項を記入のうえ、その月の末日までに必ず返送してください。

提出期限に遅れたり、提出しないでいると、年金の支払いが一時差し止められてしまいますので、現況届が送付されたら指定日までに必ず提出してください。

万が一、年金が差し止められた場合には、その後現況届が届いた時点で差し止めは解除され、次回の支払い月に差

と高齢受給者証を提示してください。

☎ 国民健康保険係

☎ 2162

昭和7年9月30日以前に生まれた方の老人保健受給者証の更新

昭和7年9月30日以前に生まれた方には老人保健受給者証（白色三つ折り）を交付してありますが、保険医療機関での本人の負担区分（1割または2割）は、毎年定期的に前年の所得を基準に見直しをすることになっていきます。

し止められていた分もまとめて支払いがされます。

年金が裁定されてから1年を経過していない方や、年金の金額が支給停止されている方には、現況届の提出は必要ありません。

複数の年金を受けている方でも、例外を除き、1枚の現況届を提出すればよいことになっていきます。

なお、現況届を紛失されたり、お手元に届かないときは、近くの社会保険事務所（または役場国民年金係）に現況届の用紙が備え付けてありますので、ご相談ください。

☎ 年金係 ☎ 2164

受給者証の表紙に記入してある負担区分が変更になる方には、7月中に通知を送付しますので更新にお越しくさ

い。

通知の送付されなかった方の負担区分は変更がありませんので、引き続き現在お持ちの受給者証をお使いください。

※有効期限はありません。

●加入している健康保険が変更の方は、保険年金課にお届けをお願いします。

●医療機関では健康保険証と老人保健受給者証を提示してください。

☎ 医療係 ☎ 2162

町税休日納税窓口の開設

町税務課では、固定資産税など町税について納税窓口を開設します。また、納税に関するご相談も受け付けますので、どうぞご利用ください。

日時 7月17日(土) 9時～17時

場所 役場

☎ 管理徴収係 ☎ 2155

県税休日納税窓口の開設

県では、自動車税や不動産取得税など、県税について納税窓口を開設します。また、納税に関する相談も受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

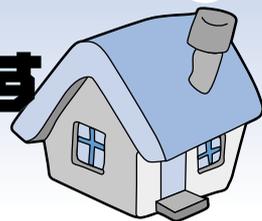
日時 7月25日(日) 9時～17時

場所 上尾県税事務所

☎ 772-7128

7月の納税 ●固定資産税（2期） ●国保税（1期）

家屋調査にご協力をお願いします



新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定しなければなりません。

該当するお宅には、税務課職員が随時調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

また、家屋の全部あるいは一部を取り壊したときは、町に連絡をお願いします。

☎ 税務課固定資産税係 ☎ 2154